

第 63 回 税 理 士 試 験 国税徴収法

●はじめに

〔第一問〕については、個別理論問題であり、答練においても出題した論点ばかりであるので、基本レベルの問題といえる。よって、高得点が要求されるであろう。

〔第二問〕については、過去の本試験で出題されていなかった論点だが、合格情報の講義において説明したテキストの例題と同等レベルの内容であったため、正解を出すことはさほど難解ではなかったと思う。また、なかには差押手続や効力発生時期を解答させるなど基本問題もあったため、それなりの得点が望まれる。

全体としては、基本から標準レベルの問題であったといえよう。

〔第一問〕 個別理論問題で確実に得点し、〔第二問〕で、基本問題を取りこぼさないようにすることがポイントになると思われる。

Z-63-H〔第一問〕解 答 -50点-

問1 次に掲げる差押えについて、それぞれ差押えができる要件を説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

- (1) 通常の差押え
- (2) 繰上保全差押え
- (3) 保全差押え
- (4) 繰上請求がされた国税による差押え
- (5) 繰上差押え
- (6) 担保提供された財産(金銭を除く)の差押え
- (7) 保証人の財産の差押え
- (8) 第二次納税義務者の財産の差押え
- (9) 譲渡担保財産の差押え

問2 国税徴収法に定められている滞納処分に関する不服申立ての期限の特例の趣旨及びその内容について説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

Z－63－H〔第一問〕解 答 －50点－

問 1

(1) 通常の差押え 〔4〕
滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。
(2) 繰上保全差押え 〔4〕
次のすべての要件に該当するときは、その国税の法定申告期限前に、繰上保全差押金額を決定し、その金額を限度として直ちにその者の財産を差し押さえることができる。
① 納税者につき繰上請求の事由があること。
② 納税義務の成立した国税（確定後のもの及び課税資産の譲渡等に係る消費税を除く）についてその確定後においては、その徴収を確保することができないと認められること。
(3) 保全差押え 〔4〕
次のすべての要件に該当するときは、その国税の納付すべき額の確定前に、保全差押金額を決定し、その金額を限度として直ちにその者の財産を差し押さえることができる。
① 納税義務があると認められる者が不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税犯則取締法の規定による差押え若しくは領置又は刑事訴訟法の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けたこと
② 上記①の差押え等の処分に係る国税の納付すべき額の確定後においては、その国税の徴収を確保することができないこと
(4) 繰上請求がされた国税による差押え 〔4〕
繰上請求は、税務署長が納付すべき税額、その繰上げに係る期限及び納付場所を記載した繰上請求書を送達して行ふ。繰上請求のあった国税が、前記の繰上に係る期限までに完納されないときは、徴収職員は、督促を要しないで、直ちに差押えをしなければならない。
(5) 繰上差押え 〔4〕
国税の納期限後督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき繰上請求に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

(6) 担保提供された財産（金銭を除く）の差押え 〔4〕
次のいずれかに該当するときは、税務署長等は、その提供された金銭以外の財産を滞納処分の例により処分してその国税及びその財産の処分費に充てる。
① 担保の提供されている国税がその納期限（繰上げに係る期限及び納税の猶予等に係る期限を含む）までに完納されないとき ② 担保の提供されている国税についての納税の猶予等を取り消したとき
(7) 保証人の財産の差押え 〔4〕
保証人が督促を受け、その督促に係る国税を納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納せず、かつ、その担保提供した者に対して滞納処分を執行してもなお不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。
(8) 第二次納税義務者の財産の差押え 〔3〕
第二次納税義務者が督促を受け、その督促に係る国税をその納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、当該第二次納税義務者の財産に対して差押えをしなければならない。
(9) 譲渡担保財産の差押え 〔4〕
譲渡担保権者に対して告知書を発した日から10日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができる。

問2

1 滞納処分に関する不服申立ての期限の特例の趣旨 〔5〕
違法性の承継とは、先行処分に違法があった場合に、それが後行処分にも承継されることをいう。違法性が承継されると、後行処分に違法がなくても先行処分の違法を理由として後行処分も違法であると主張することができ、また、先行処分に対する不服申立ての法定期間が経過しても先行処分の違法を理由に後行処分についても争うことができることになる。しかし、この違法性の承継を無制限に認めると、滞納処分の手続の安定を図ることができず、また、強制換価手続により権利利益を受けた者の保護を図ることができない。よって、「滞納処分に関する不服申立て等の特例」を設け、その申立て期間を制限したのである。
2 滞納処分に関する不服申立て等の特例 〔10〕
滞納処分について、次に掲げる処分に関して欠陥があることを理由とする異議申立ては、その請求期限にかかわらず、それぞれに掲げる期限まででなければすることができない。
① 督促
原則として、差押えに係る通知を受けた日から2月を経過した日
② 不動産等についての差押え
その公売期日等
③ 不動産等についての公売公告から売却決定までの処分
買受代金の納付の期限
④ 換価代金等の配当
換価代金等の交付期日

Z-63-H〔第二問〕解 答 -50点-

次の設例において、以下の各問に答えなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

〔設例〕

1 滞納者Yは、不動産を譲渡したことによる平成23年分の申告所得税550万円を滞納している。なお、滞納者Yは、平成13年8月1日から甲株式会社に勤務しており、甲株式会社からの給料のほかに収入はない。

2 平成25年7月19日、X税務署の徴収職員は、甲株式会社に臨場し、滞納者Yの給料の支給状況について調査したところ、滞納者Yは、同月末日をもって甲株式会社を退職し、同日、以下のとおり退職金600万円が支払われる予定であることを確認した。

① 総支給額・・・・・・・・・・6,000,000円

② 控除額合計・・・・・・・・・・660,000円

所得税	30,000円
住民税	60,000円
借入金返済	570,000円

③ 差引手取額・・・・・・・・・・5,340,000円(①-②)

※ 「借入金返済」とは、滞納者Yが社内の貸付制度を利用し、甲株式会社から借り入れていた金員の残額について、退職金から控除して返済するものである。

3 滞納者Yの家族及び生計の状況については、次のとおりである。

(1) 家族は、妻A、長男B、次男C及び長女Dであり、滞納者Yは妻A及び次男Cと同居している。

(2) 長男Bは、既に結婚して近所のアパートに住んでおり、自動車板金業の収入によって独立した生計を営んでいる。また、長女Dは、大学生で県外に下宿している。

(3) 滞納者Yは、自己の給料と次男Cの月200,000円の給料収入で生計を営んでおり、妻A及び長女Dは全く収入がない。

(4) 滞納者Yは、長女Dに対し毎月100,000円の仕送りをしている。

問1 X税務署の徴収職員が、甲株式会社に対し滞納者Yの給料及び退職金の支給状況について調査をすることができる根拠について説明しなさい。

問2 滞納者Yの甲株式会社から支給される退職金の差押えの手続き及び効力の発生時期並びにX税務署長が差し押さえた退職金を取り立てた場合の効果について答えなさい。

問3 滞納者Yの甲株式会社から支給される退職金について、X税務署長が差し押さえることができる金額を、計算過程とその根拠を示して答えなさい。

問 1

1 財産調査における質問及び検査は、差押えの対象となる財産の発見及び選択のための調査など、滞納処分の手続を進めるにあたり行うことができる。 [2]
2 徴収職員は滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に対して質問をし、又はその者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録によるものを含む）を検査をすることができる。 [8]
①滞納者 ②滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者 ③滞納者に対して債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者 ④滞納者が出資者である法人
本件では、主に上記 1 及び甲株式会社が滞納者 Y に給料、退職金を支給することから上記 2 ③を根拠に調査をすることができる。

問 2

1 差押手続 [2]
債権（電子記録債権を除く）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。本件の場合、滞納者 Y に対する退職金を差押えるにあたり、甲株式会社に対して債権差押通知書を送達することになる。
2 差し押さえる債権の範囲 [2]
徴収職員は、債権を差し押さえるときは、その全額を差押えなければならない。ただし、その全額を差し押さえる必要がないと認めるときは、その一部を差し押さえることができる。本件の場合、原則として、滞納者 Y の退職金の全額を差し押さえることになる。
3 差押えの効力発生時期 [2]
債権（電子記録債権を除く）の差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。本件の場合、甲株式会社に債権差押通知書が送達された時に差押えの効力が生ずる。
4 差し押さえた債権の取り立て [4]
(1) 取立権の取得
徴収職員は、差し押さえた債権の取り立てをすることができる。
(2) 金銭取り立ての効果
徴収職員が、上記 (1) により金銭を取り立てたときは、その限度において滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなす。甲株式会社から退職金を取り立てた場合、滞納者 Y の国税を徴収したものとみなす。

問3

1 根拠 10
(1) 退職金の差押の禁止
退職金については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差押えることができない。
① 控除租税公課
源泉所得税、特別徴収住民税、社会保険料
② 最低生活保障額
$(100,000\text{円} + 45,000\text{円} \times \text{同一生計親族の数}) \times 3$
③ 加算額
$② \times 100\text{分の}20 \times [\text{退職手当等の支給の基礎となった年数（1年未満の端数は切上）} - 5\text{年}]$
(2) 滞納者の承諾がある場合
上記(1)の規定は、滞納者の承諾がある場合には、上記の差押禁止額にかかわらず、その承諾の範囲内において差押さえることができる。
2 計算過程 10
(1) 控除租税公課
所得税30,000円＋住民税60,000円＝90,000円
(2) 最低生活保証額
$(100,000\text{円} + 45,000\text{円} \times 3※) \times 3 = 705,000\text{円}$
※同一生計親族 妻A、次男C、長女D 計3名
(3) 加算額
$705,000\text{円} \times 100\text{分の}20 \times (12\text{年}※ - 5\text{年}) = 987,000\text{円}$
※平成13年8月1日～平成25年7月31日⇒12年
(4) 差押禁止額
$(1) + (2) + (3) = 1,782,000\text{円}$
(5) 差押可能額 10
$6,000,000\text{円} - 570,000\text{円} - 1,782,000\text{円} = 3,648,000\text{円}$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第一問〕の問1については、基本レベルであるが解答用紙の制約があったため、多少省略して解答しなければならず、その点で苦心したと思われるが、確実に得点しなければいけない問題である。

従って、合格確実ラインは、32点位だと思われる。

〔第一問〕の問2も、基本レベルであり、答練でも出題されている。「趣旨」についても合格情報の講義で説明しているため、満点とはいわないまでも、高得点が望まれる問題である。

従って、合格確実ラインは、12点位だと思われる。(合計44点)

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第二問〕は、「退職金の差押禁止額の計算」という過去の本試験で出題されたことがない論点が問われたが、これも合格情報の講義で説明し、テキストの例題レベルの問題であったため、正解を出すことは十分可能だったと思われる。また、「財産調査(質問及び検査)」や「債権の差押手続き及び効力発生時期」など典型論点も問われているため、やはり、高得点が要求されることになろう。

ただ、「退職金の差押禁止額の計算」については、差押え可能額を算定できれば良く、根拠は詳述できなくても、さほど問題はないだろう。

従って、合格確実ラインは、43点位になるだろう。

●おわりに

今年度の本試験は、〔第一問〕については、全体的には基本レベル、〔第二問〕についても、基本論点からの出題がメインであったため、基本レベルといえよう。よって、ハイレベルでの争いになると考えられる。

〔第一問〕でしっかりと得点し、〔第二問〕で「退職金の差押禁止額」(差押え可能額)と他の典型論点を確実に得点することが最低限必要となる。

以上のことから〔第一問〕で、38点位〔第二問〕で、40点位、合計78点位がボーダーラインとなり、合格確実ラインは87点位になるであろう。